

(資料1-3)

山口市男女共同参画センターの相談業務について

令和6年8月1日(木)

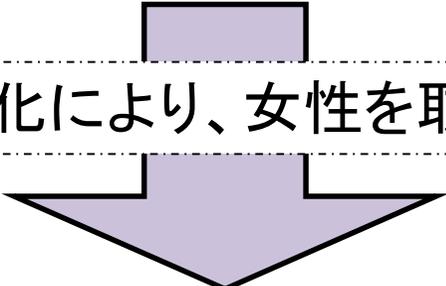
山口市人権推進課
男女共同参画室



パープルリボン：
女性に対する
暴力根絶のシンボル

◎女性支援をめぐる国の動き

対象者が「女性であること」に着目した施策については、売春防止法に基づく婦人保護事業として、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」として定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的として開始



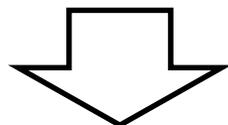
社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境が大きく変化

○DV防止法により配偶者からの暴力を受けた女性に対する支援を婦人相談所等が行うことが明確化

○ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮など、様々な困難な問題を抱える女性についても、婦人保護事業の対象として運用

◎新法の成立

婦人保護事業の売春防止法からの脱却を目指す動きが強まる



R4.5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」
(以下、女性支援新法という)が成立

R6.4 女性支援新法施行

○対象者: 困難な問題を抱える女性

※ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性
その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性
(そのおそれのある女性を含む。)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

◎相談窓口の設置

第3次山口市男女共同参画基本計画(期間:R5年度~R9年度)
基本目標3 「男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり」

ODVや性暴力など男女間のあらゆる暴力の根絶と、相談業務の実施など、困難な問題を抱える方への支援に取り組むこととしている。

※困難な問題とは、仕事、家庭、DV、子育て、病気、介護、生活、人間関係などにおける様々な困難な問題

【市の役割】

○女性相談員の配置

○最も身近な相談先として、必要な支援の包括的な提供、他機関等への繋ぎ等を実施

【具体的施策】

山口市男女共同参画センターに女性相談員を配置し、配偶者や交際相手からの暴力、自分自身のこと、家族のこと、人間関係など、様々な悩みごとについての相談に応じています。

◎相談体制

- ・相談員：女性3名体制
（令和5年度から1名増員）
- ・相談受付：週5日
火曜日～土曜日
10時～16時
- ・周知のための取組：
市報、ウェブサイト、各種イベントや
会議でリーフレット配布
- ・相談窓口周知カードの設置：
市の施設、大学、ショッピングセン
ター、銀行等のトイレ

一人で悩んでいませんか？

女性相談員による相談

山口市男女共同参画センターでは、山口市在住またはお勤めの方を対象に、配偶者や交際相手からの暴力、自分自身のこと、家族のこと、人間関係など、様々な悩みごとについて、相談（電話・面接）に応じます。

☎ **083-934-2743**

（相談専用電話）

山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら

【相談受付】

火曜日～土曜日

10:00～16:00

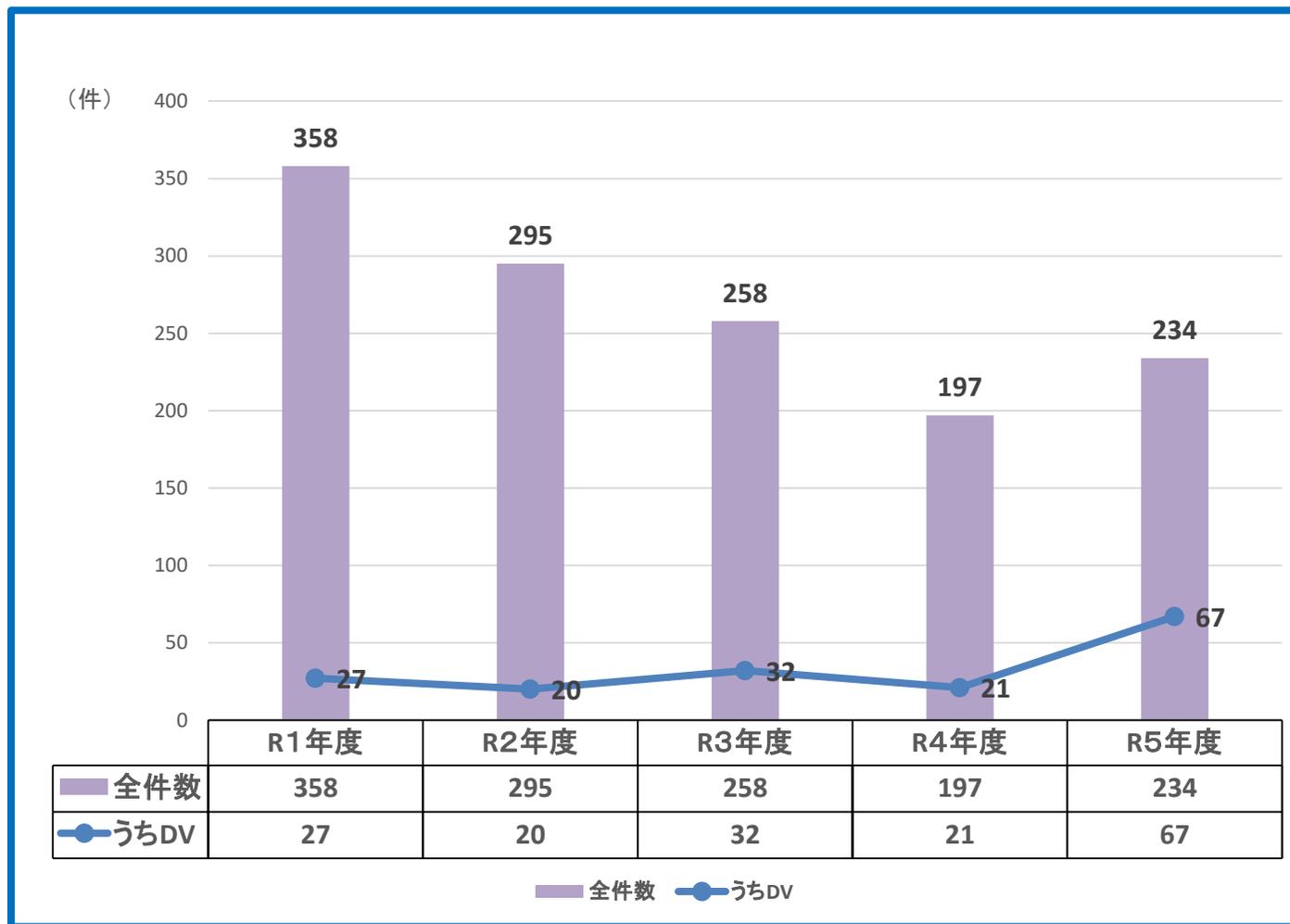
相談無料
秘密厳守

※面接相談は事前に電話でご予約ください。
※祝日、年末年始はお休みです。



山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら
〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号
（山口市民会館事務所2階）
TEL 083-934-2743

◎山口市男女共同参画センター女性相談員による相談件数の推移



【資料】市人権推進課男女共同参画推進室調べ

- ・毎年度ほぼ200件を超える相談が寄せられている。ほとんどが女性からの相談によるもの
- ・相談内容は、DV問題のほか、夫婦関係や親族関係などの悩みに関するものが多い傾向
- ・令和5年度は、約6割が新規の相談によるもの(実人数ベース)

◎課題

現状等を踏まえ、課題を整理(主なもの)

○被害者への早期の支援

・「DV」等は重大な人権侵害であり、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。暴力を許さない機運の醸成を図るとともに、被害の潜在化を防ぎ、被害者の早期発見、早期対応につなげるために、広く広報、啓発を行うことが必要

○相談窓口の認知度の向上

・DV等の相談件数は増加傾向にあり、困難な問題を抱える方が迷わず相談できるよう、相談窓口の周知徹底が必要

○関係部署、関係機関との連携

・個々の状況に応じた適切な支援を行うため、関係部署や関係機関等との連携の強化が必要

◎市の取組

課題に対応するための主な取組

○相談体制の充実

女性相談員に対する研修を実施

- ・法テラス出前講座
 - ・DV基礎講座(DV被害を受けた女性とその子どものための心理教育プログラムより)
- 男性相談の実施

○女性支援調整会議への参加

⇒県や市町の女性支援関係部局及び福祉、医療、法律、民間シェルター等の関係機関・団体に構成
(支援内容の協議)

○関係部署、関係機関等との連携強化

- ・県女性支援及び配偶者暴力相談窓口担当者等初任者研修会への参加
- ・「DV対策庁内連絡会議」の開催

◎男性相談

【目的】

男性は悩みがあっても一人で抱え込む人が多いと言われていました。男性が気楽に相談できる体制を整え、男女が安心して暮らせる社会の実現を目指していくために、男性相談員による男性のための電話相談を令和3年6月から開始

男性相談員による男性のための電話相談

| 年度 | R3 | R4 | R5 |
|-------|----|----|----|
| 件数(件) | 4 | 1 | 8 |

※R5から相談回数を月1回から月2回に増

誰かにはなしてみませんか？



男性相談員による 男性のための電話相談

家族のこと、仕事のこと、人間関係、健康のこと、生き方など、誰にも話せず悩んでいませんか？

山口市在住またはお勤めの男性を対象に、男性相談員がお悩みを伺います。

男性は、「弱みを見せたくない」「男は強くなくてはならない」など、悩みがあっても一人で抱え込む人が多いと言われていました。

一人で抱え込まずに、男性相談員へ話してみませんか？

相談は無料です(通話料はご負担ください)。

秘密は厳守しますので、安心してお電話ください。



083-934-2601

(男性相談専用ダイヤル)

※相談無料・秘密厳守

【令和6年度 相談日】

毎月 第2・第4金曜日(祝日は除く)

【相談時間】

18時00分 ~ 20時00分

◎配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発

↓ DVリーフレット

バイオレンスとは？

さまざまな暴力や相手を支配する行為によって、被害者が心身に深い傷を負うのはもちろん、そのすぐ近くにいる子どもにも深刻な影響を及ぼします。

社会的な暴力



自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話の履歴やメールを細かくチェックするなど

子どもを巻き込む暴力



子どもの前で暴力を振るう・ののしり・バカにする、子どもに悪口をふきこむなど

子どもへの影響

直接暴力を受けていなくても、暴力を目撃することで恐怖と極度の緊張をもたらし、不眠や頭痛などの身体症状や、ひきこもりなどの症状をあらわすことがあります。

DVについての相談は

DV相談ナビ

はれれば #8008 (全国共通短縮ダイヤル)
配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、最寄りの相談機関に自動転送でおつなぎします。
※ご利用には通話料がかかります。
※一部のIP 電話等からはつながりません。

DV相談+



配偶者やパートナーから受けているDVについて、専門の相談員と一緒に考えます。電話やメール、チャットでの相談を受け付けています。

山口市の相談先

DVや家族、人間関係等の相談

●**山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら**

TEL 083-934-2743 (女性相談員)

受付時間 火曜日～土曜日 10:00～16:00

子どもの養育上の悩み、不安、虐待等の相談

●**山口市家庭児童相談室**

TEL 083-934-2896 (24時間相談電話)

パープルリボンとは



女性への暴力を許さない社会を目指す象徴として使用されており、紫色のリボンを身につけることで、女性への暴力の根絶に賛同し、暴力下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いがあります。

ひとりで悩まず 相談してください

ドメスティック・バイオレンス



令和6年4月より改正「DV防止法」が施行されました

内閣府の調べによると、配偶者からの暴力を受けたことがある女性は約4人に1人の割合にのぼるとされています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、誰もが当事者になり得るものであり、人権侵害や犯罪となる重大な問題です。

山口市

2024年4月発行

DV(ドメスティック・)

配偶者、内縁の妻・夫、婚約者など親密な間柄にある人から受ける暴力をDVといいます。

DVは、相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での一時的な夫婦げんかなどとは全く性質が異なります。

DVの種類

身体的な暴力



殴る、蹴る、平手打ち、首を絞める、突き飛ばす など

精神的な暴力



ののしりバカにする、大声でどなる、無視する、脅迫する(おどす) など

経済的な暴力



生活費を渡さない・使わせない、借金を強要する、働き出ることを禁ずる など

性的な暴力



性行為の強要、避妊に協力しない、無理にポルノ画像を見せる など



植物図インキ中を使用しています。BH22001-2



英訳新転載 © ライズファクトリー

◎ 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施

【内容】

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

配偶者やパートナー等からの暴力、性犯罪、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つの機会ととらえ、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

【取組】

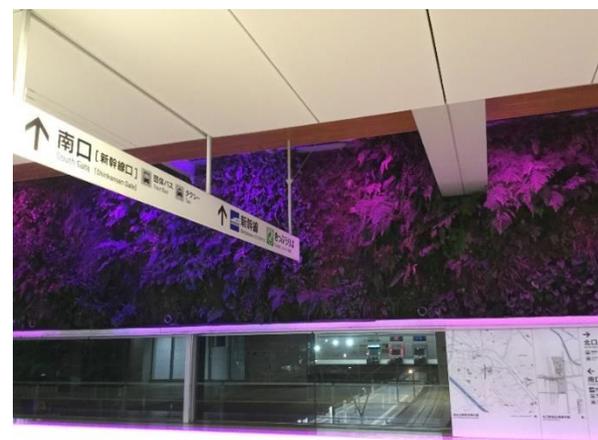
1 パープル・ライトアップ

場所:新山口駅南北自由通路、山口大学正門

趣旨:女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

2 マルチディスプレイを活用した啓発

場所:新山口駅南北自由通路



↑新山口駅南北自由通路